監　査　報　告　書

令和７年４月30日

社会福祉法人
新十津川町社会福祉協議会
会　長　　小　林　　透　　様

社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会
監　事　　土岐典文
監　事　　野崎勇治

私たち監事は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの令和６年度の理事及び職員の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

記

１　監査の方法及びその内容

両監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。